

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 高額介護合算療養費について～

### ■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

### ◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、滝上町役場保健福祉課保健係までお申し出ください。

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

滝上町役場保健福祉課保健係

【住所】〒099-5692

北海道紋別郡滝上町旭町

【電話】0158-29-2111

(内232・233)



役場来庁時の体温計測にご協力願います。

オホーツク地域で新型コロナウイルス感染者が増加していることを受け、この程、役場正面玄関ロビーに自動体温計測機を設置しました。来庁時の体温計測にご協力願います。

なお、計測の結果、体温が37.5℃以上の方は、職員が来庁者ご自身や周囲の方々の体調をお伺いするほか、風邪症状がある場合には、各課窓口でのお手続き等をご遠慮いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、体温測定のほか、マスク着用、手指消毒、相手との十分な距離の確保など、基本的な感染防止対策にも引き続きご協力願います。